

一覧表にまとめました

# 新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援制度について

個人・  
世帯支援

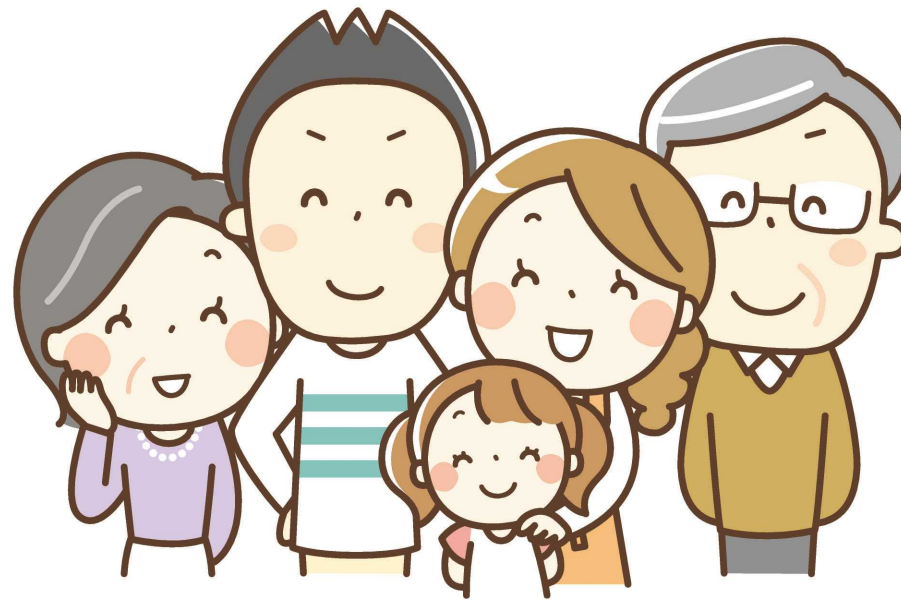
P02

教育支援

P04

事業者  
支援

P05






制度内容は日々更新されています。  
制度の詳細に関しては、各相談窓口にご確認ください。  
田辺市役所ホームページでも、支援制度・感染対策等をまとめております。  
併せてご参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報 田辺市ホームページ  
[http://www.city.tanabe.lg.jp/koronamatome\\_top.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/koronamatome_top.html)





困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
全ての方へ 	特別定額給付金	対象:令和2年4月27日時点で市の住民基本台帳に登録されている方 <b>支給額:1人10万円</b>	田辺市特別定額給付金事業実施本部 <b>0739-33-9083</b>
子育て世帯の方へ	子育て世帯臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当に <b>対象児童1人につき1万円増額</b>	田辺市 市民課 庶務年金係 <b>0739-26-9925</b>
失業等で収入が減って家賃が払えない	住居確保給付金 	原則3か月間家賃を助成(収入・資産等の要件あり) <b>助成額:32,000円(単身世帯)~42,000円(3~5人世帯)</b>	田辺市 生活相談センター <b>0739-33-7641</b>
解雇等により現住所から退去しなくてはなくなった	市営住宅の一時使用	<b>使用期間:原則6か月(最長1年)</b> <b>家賃・敷金:無料</b>	田辺市 建築課 市営住宅係 <b>0739-26-9936</b>
小学校等の臨時休業によって働けなくなった 	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方)	令和2年2月27日~6月30日で <b>就業できなかった日について1日当たり4,100円</b>	学校等休業助成金・支援金・雇用調整補助金コールセンター <b>0120-60-3999</b>

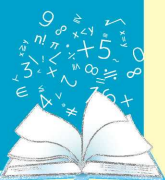
給付(もらえる)

困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
収入が減って生計の維持が難しい 	緊急小口資金(特例貸付)	<b>貸付上限:10万円以内(条件により20万円以内)、</b> <b>据置期間:1年以内、償還期限:2年以内</b> <b>貸付利子:無利子、保証人:不要</b>	田辺市社会福祉協議会 地域福祉課 <b>0739-24-8329</b>
	総合支援資金(特例貸付)	<b>貸付上限:2人以上世帯で月20万円以内、1人世帯で月15万円以内、貸付期間:原則3か月以内、</b> <b>据置期間:1年以内、償還期限:10年以内</b> <b>貸付利子:無利子、保証人:不要</b>	

貸付(借りる)



困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
税金・保険料の納付ができない  <b>猶予(待ってもらおう)</b>	市税(固定資産税、住民税など)の猶予	<b>対象:収入が20%以上減少している方等 最長1年間猶予</b>	田辺市 税務課 納税推進室 <b>0739-26-9922</b>
	県税(自動車税、個人事業税など)の猶予		和歌山県 紀南県税事務所 <b>0739-26-7908</b>
	国税(所得税、相続税など)の猶予		大阪国税局 猶予相談センター <b>0120-527-363</b>
	国民健康保険税の猶予	<b>対象:収入が20%以上減少している方等 最長1年間猶予</b>	田辺市 保険課 収納係 <b>0739-26-9965</b>
	後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収・換価の猶予	<b>対象:収入減少により納付ができない方等 保険料徴収の猶予(最長6か月) 換価の猶予</b>	
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の特例減免(6月1日受付開始)	<b>対象:世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病又は収入が前年比で30%以上減少する見込みの場合等 保険税(料)の減額又は免除</b>	
国民年金保険料の特例免除	<b>対象:当年中の所得の見込みが、現行の免除水準になることが見込まれる方等</b>	田辺市 保険課 保険税係 <b>0739-26-9965</b>	
公共料金の支払いができない  <b>減免(減らしてもらおう)</b>	排水処理施設等使用料の支払い猶予	<b>相談に応じて支払いを猶予</b>	田辺市 環境課 生活排水係 <b>0739-26-9927</b>
	水道料金の支払い猶予	<b>相談に応じて支払いを猶予</b>	田辺市 水道部 業務課 料金係 <b>0739-24-0011</b>
	電気料金・ガス料金・電話料金・NHK受信料の支払い猶予	<b>相談に応じて支払いを猶予</b>	契約している各電気・ガス・電話等事業者



	困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
給付(もらえる)	学校関係の費用が支払えない 	小・中学校就学援助費支給制度	学校に必要な費用(給食費実費など)を援助	田辺市教育委員会 学校教育課 学事係 0739-26-9942
		高等学校等通学費等助成金	高等学校等への通学及び下宿(入寮)費用を助成	田辺市教育委員会 教育総務課 庶務係 0739-26-9941
		高等教育の修学支援新制度	大学・短大・高校等の授業料・入学金の免除又は減額及び給付型奨学金を支給	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 各大学・専門学校等の学生課 や奨学金窓口
		日本学生支援機構奨学金(家計急変)	大学・短大生等を対象とした給付型奨学金を募集	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

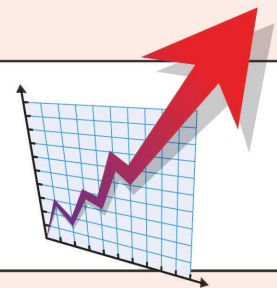
	困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
貸与(借りる)	奨学金を借りたい	和歌山県修学奨励金	高校生を対象とした無利子貸与奨学金を募集	和歌山県教育庁 生涯学習課 奨学班 073-441-3663
		日本学生支援機構奨学金(緊急採用・応急採用)	大学・短大生等を対象とした貸与型奨学金を募集	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

	困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
猶予(待つことも)	奨学金の返還ができない	田辺市修学奨学金の返還猶予	返還を最長1年間猶予	田辺市教育委員会 教育総務課 庶務係 0739-26-9941
		日本学生支援機構奨学金の減額返還・返還猶予	返還額を減額又は返還を猶予	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301



困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
売上が前年同月比20%以上減っている	県内事業者事業継続推進	<b>補助額:100万円以内(補助率3分の2)</b> 条件:県内中小・小規模事業者で、事業継続に向けて新たな取組みを行うこと等	和歌山県 支援本部 相談窓口 <b>073-441-3301</b>
売上が前年同月比30%以上減っている	田辺市小規模事業者事業継続支援給付金	<b>支給額:定額10万円</b> 条件:市内小規模事業者で令和2年1月～6月の売上が前年同月比30%以上減少していること等	田辺市 商工振興課 商工労政係 <b>0739-26-9970</b>
売上が前年同月比50%以上減っている	持続化給付金	<b>支給額:法人200万円以内</b> <b>個人事業者などは100万円以内</b> 条件:令和2年1月～12月の売上が前年同月比50%以上減少していること等	持続化給付金事業コールセンター <b>0120-115-570</b>
売上が前年同月比50%以上減っている	事業継続支援金	<b>支給額:100万円以内</b> 条件:持続化給付金の給付を受けていること等	和歌山県 支援本部 相談窓口 <b>073-441-3301</b>
雇用を維持したい	雇用調整助成金	<b>助成額:休業手当を一人当たり上限8,330円助成</b> 条件:中小企業事業者が労働基準法の基準(60%)を満たす休業手当を支払うこと等	和歌山労働局 職業対策課 <b>073-488-1161</b>
	田辺市雇用維持支援補助金	<b>支給額:15万円以内</b> 条件:雇用調整助成金の支給決定を受けた市内事業主が一時的な休業等で労働者に休業手当を支払った場合等	田辺市 商工振興課 商工労政係 <b>0739-26-9970</b>
	教育訓練の推進	<b>補助額:雇用調整助成金(教育訓練)に3,000円上乗せ</b> 条件:雇用調整助成金(教育訓練)を受給すること等	和歌山県 労働政策課 <b>073-441-2790</b>
新たな事業に取り組みたい	新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金	<b>補助額:10万円以内(補助率3分の2)</b> 条件:感染防止対策・市民の日常生活支援等の新たな取組みを行うこと等	田辺市 たなべ営業室 価値創造係 <b>0739-33-7714</b>

給付・補助(もらえる)





困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
売上が減っており、融資のために信用保証を受けたい	セーフティネット保証4号	<b>信用保証協会が借入債務の100%を保証</b> 条件:最近1か月間の売上が前年同月比20%以上減っていること等	田辺市 商工振興課 商工労政係 <b>0739-26-9970</b> 和歌山県信用保証協会 田辺支部 <b>0739-22-4666</b>
	セーフティネット保証5号	<b>信用保証協会が借入債務の80%を保証</b> 条件:最近3か月間の売上が前年同月比5%以上減っていること・指定業種であること等	
	危機関連保証	<b>信用保証協会が借入債務の100%を保証</b> 条件:最近1か月間の売上が前年同月比15%以上減っていること等	
信用保証を利用して融資を受けたい	和歌山県経営支援資金 新型コロナウイルス感染症対応枠	<b>当初3年間無利子、無担保、据置期間5年以内、信用保証料:2分の1又はゼロ(4号・5号・危機関連保証)</b>	和歌山県 商工振興課 <b>073-441-2744</b>
	和歌山県経営支援資金 観光関連緊急対策枠	<b>別枠3000万円以内、当初1年間無利子、保証料免除</b> 条件:セーフティネット4号・5号・危機関連保証の認定を受けた観光関連事業者	
最近1か月間の売上が前年又は前々年同月比5%以上減っている ※追加要件を満たせば、実質無利子・無担保の対象となります。詳しい要件は各相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルス感染症特別貸付※	<b>【中小事業】別枠3億円以内</b> <b>【国民事業】別枠6000万円以内</b>	日本政策金融公庫 田辺支店 <b>0739-22-6120</b>
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<b>別枠6000万円以内</b> 条件:旅館、飲食、喫茶を営んでいる小規模事業者	
	新型コロナウイルス対策マル経融資※	<b>別枠1000万円以内</b> 条件:商工会議所等から経営指導を受けている小規模事業者	
	新型コロナウイルス対策衛経融資※	<b>別枠1000万円以内</b> 条件:生活衛生同業組合などから経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者	
	新型コロナウイルス感染症特別融資 資金利子補給補助金	<b>日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス対策マル経融資」及び「生活衛生改善貸付」に3年間0.31%以内で利子補助</b>	田辺市 商工振興課 商工労政係 <b>0739-26-9970</b>

融資(借りる)



困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
融資(借りる)	最近1か月間の売上が前年又は前々年同月比5%以上減っている ※追加要件を満たせば、実質無利子・無担保の対象となります。詳しい要件は各相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルス感染症特別貸付※ (中小企業向け制度)  別枠3億円以内	商工組合中央金庫 和歌山支店 073-432-1281
	最近1か月間の売上が前年又は前々年同月比10%以上減っている	新型コロナウイルスにかかる衛生環境激変対策特別貸付  田辺市衛生環境激変特別貸付 利子補給金制度	【飲食・喫茶】別枠1000万円以内 【旅館業】別枠3000万円以内  当初3年間1.91%以内の利子補給  日本政策金融公庫 田辺支店 0739-22-6120  田辺市 商工振興課 商工労政係 0739-26-9970

困りごと	名称	概要	相談窓口(電話番号)
猶予(待ってもらおう) 減免(減らしてもらおう)	法人市民税の申告・納付期限の延長	申告・納付期限を延長	田辺市 税務課 市民税係 0739-26-9920
	市税(固定資産税、住民税など)の猶予	対象:収入が20%以上減少している方等 最長1年間納付を猶予	田辺市 税務課 納税推進室 0739-26-9922
	県税(自動車税、個人事業税など)の猶予		和歌山県 紀南県税事務所 0739-26-7908
	国税(所得税、相続税など)の猶予		大阪国税局 猶予相談センター 0120-527-363
	固定資産税・都市計画税の減免	令和3年度の税額を売り上げの減少幅に応じ、ゼロ又は2分の1に減免	田辺市 税務課 資産税係 0739-26-9921
	排水処理施設等使用料の支払い猶予	相談に応じて支払いを猶予	田辺市 環境課 生活排水係 0739-26-9927
	水道料金の支払い猶予	相談に応じて支払いを猶予	田辺市 水道部 業務課 料金係 0739-24-0011



# 市民のみなさまへ

さらなる感染予防のために「新しい生活様式」を実践してみましょう。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 感染防止の3つの基本

#### ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

- 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける
  - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状がなくてもマスクを着用
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに、出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする

### (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い 手指消毒 ・ せきエチケットの徹底 ・ こまめに換気
- 身体的距離の確保 ・ 3密の回避(密集・密接・密閉)
- 毎朝の体温測定 健康チェック 発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

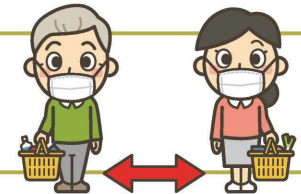


外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 1人又は少人数ですいた時間に
- レジに並ぶときは前後にスペース



#### 食事

- 持ち帰りや出前 デリバリーも
- 大皿は避けて料理は個々に
- 料理に集中 おしゃべりは控えめに



#### 娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間や場所を選ぶ
- ジョギングは少人数で
- 狭い部屋での長居は無用



#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

